

求人広告掲載時のトラブルに ご注意ください

最近、電話で「**無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？**」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

《実際に相談のあったケース》

- ◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること（あっせん行為を含まない。）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

